



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *16 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1
- *17 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (職員課)..... 12

○ 告示

- *265 職員の駐在に関する告示 (人事課)..... 13

○ 訓令

- *8 和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令 (総務課)..... 15
- *9 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課)..... 17
- *10 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (")..... 20
- *11 旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令 (")..... 25
- *12 検査・技術支援課分室長の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令 (")..... 26

規 則

和歌山県規則第16号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則 (昭和63年和歌山県規則第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
目次 第1章・第2章 略 第3章 地方機関 第1節～第19節 略 第19節の2 <u>こころの医療センター (第131条の2—第131条の5)</u> 第20節～第22節 略 第23節 削除 第24節～第37節 略 第4章・第5章 略 附則 (知事直轄組織) 第5条 和歌山県部等設置に関する条例により設置された知事直轄組織として、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表の右欄に掲げる班を置く。	目次 第1章・第2章 略 第3章 地方機関 第1節～第19節 略 第20節～第22節 略 第23節 <u>こころの医療センター (第143条—第146条)</u> 第24節～第37節 略 第4章・第5章 略 附則 (知事直轄組織) 第5条 和歌山県部等設置に関する条例により設置された知事直轄組織として、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表の右欄に掲げる班を置く。										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">略</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> <tr> <td>広報課</td> <td>略</td> </tr> </table>	略	略	広報課	略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">略</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> <tr> <td>広報課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>万博推進課</td> <td></td> </tr> </table>	略	略	広報課	略	万博推進課	
略	略										
広報課	略										
略	略										
広報課	略										
万博推進課											

(局、課及び班)
第 6 条 和歌山県部等設置に関する条例により設置された次の表に掲げる部に、それぞれ同表に掲げる局及び課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。

部	局	課	班
略			
企画部	企画政策局	企画課	政策企画班 計画班 調査調整班
		略	
		調査統計課	企画調整班 生活調査班 産業調査班 データサイエンス推進班
略	略	略	略
地域振興部	略	略	
	観光局	略	略
		観光交流課	略
観光産業共創課	略		
環境生活部	略	略	
	生活局	県民生活課	消費生活班 生活安全班 社会活動推進班
		略	略
略			
商工労働部	略	略	
	企業政策局	略	略
		成長産業推進課	宇宙産業班 エネルギー政策班 G X 推進班
略	略	略	略
略	略		
県土整備部	県土整備政策局	略	略
		検査・技術支援課	技術支援班
	略	略	略
略			
港湾空港局	港湾空港振興課	調整班	空港振興班 港湾振興班
		略	略

(局、課及び班)
第 6 条 和歌山県部等設置に関する条例により設置された次の表に掲げる部に、それぞれ同表に掲げる局及び課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。

部	局	課	班
略			
企画部	企画政策局	企画課	政策企画班 計画班 調査調整班 データ利活用推進班
		略	
		調査統計課	企画調整班 分析班 生活調査班 産業調査班
略	略	略	略
地域振興部	略	略	
	観光局	略	略
		観光交流課	略
環境生活部	略	略	
環境生活部	生活局	県民生活課	消費生活班 県民運動班 生活安全班 社会活動推進班
		略	略
	略		
商工労働部	略	略	
	企業政策局	略	略
		成長産業推進課	産業人材班 エネルギー転換班 G X 推進班
略	略	略	略
略	略		
県土整備部	県土整備政策局	略	略
		検査・技術支援課	略
	略	略	略
略			
港湾空港局	港湾空港振興課	調整班	振興企画班 港湾管理班
		略	略

(知事直轄組織各課の任務及び所掌事務)
第11条 知事直轄組織各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

秘書課

秘書課は、知事及び副知事の円滑な業務遂行を補助すること並びに重要政策の総合的検討及び調整を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(3) 略

(4)～(7) 略
広報課 略

(総務部各課の任務及び所掌事務)
第15条 総務部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略

人事課

人事課は、適正な任用、人材の配置及び行政組織の最適化を行い、職員が意欲をもって能力を十分発揮できる職場の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(8) 略

(9) 行財政運営に係る計画に関すること。

(10) 略

職員課～財政課 略

税務課

税務課は、県税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 自動車税の証紙の売りさばきに関すること。

(6)～(9) 略

市町村課～情報基盤課 略

(企画部各課の任務及び所掌事務)
第17条 企画部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

企画課

企画課は、県勢の発展のため、総合的な将来計画の策定、重要施策の企画、調査研究及び総合調整並びに関係機関と連絡調整を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(知事直轄組織各課の任務及び所掌事務)
第11条 知事直轄組織各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

秘書課

秘書課は、知事及び副知事の円滑な業務遂行を補助すること並びに重要政策の総合的検討及び調整を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(3) 略

(4) 識見を有する者が意見の交換等を行う場の運営に関すること。

(5)～(8) 略

広報課 略

万博推進課

万博推進課は、令和7年に開催される2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）への県の出展等を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 和歌山県2025年日本国際博覧会基金の設置、管理及び処分に関する条例（令和5年和歌山県条例第3号）の施行に関すること。

(2) 関西広域連合事務局が設置するパビリオン（国際博覧会において設けられる展示館をいう。）に関すること。

(3) 大阪・関西万博における県の出展等に関すること。

(4) 和歌山県内の機運醸成に関すること。

(5) 2025年国際博覧会和歌山推進協議会に関すること。

(6) 次代の移動のための交通手段の振興に関すること。

(7) 大阪・関西万博に係る国際交流に関すること。

(8) 大阪・関西万博における行動計画に関すること。

(9) 関係機関との連携に関すること。

(10) その他任務の達成に必要なこと。

(総務部各課の任務及び所掌事務)
第15条 総務部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略

人事課

人事課は、適正な任用、人材の配置及び行政組織の最適化を行い、職員が意欲をもって能力を十分発揮できる職場の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(8) 略

(9) 新中期行財政経営プランに関すること。

(10) 略

職員課～財政課 略

税務課

税務課は、県税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 自動車税の環境性能割及び種別割並びに軽自動車税の環境性能割の証紙の売りさばきに関すること。

(6)～(9) 略

市町村課～情報基盤課 略

(企画部各課の任務及び所掌事務)
第17条 企画部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

企画課

企画課は、県勢の発展のため、総合的な将来計画の策定、重要施策の企画、調査研究及び総合調整並びに関係機関と連絡調整を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(9) 略

(10)～(14) 略

文化学術課・国際課 略

調査統計課

調査統計課は、県政に関する統計調査を実施し、政策立案の基礎となる調査分析を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 略

(2) 統計データの整備及び提供並びにデータ利活用の推進に関すること。

(3)～(7) 略

(8) 和歌山県データ利活用推進センターの設置及び運営に関すること。

(9) 略

スポーツ課 略

第18条 略

2 ワールドマスターズゲームズ推進室においては、スポーツ課の所掌事務のうち、前条スポーツ課の項第14号に掲げる事務を所掌する。

(地域振興部各課の任務及び所掌事務)

第18条の2 地域振興部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興課

地域振興課は、地域資源を活用した魅力ある地域づくりの推進を図ること及び、過疎地域の再生・活性化を図り、定住を推進するとともに、和歌山県への移住及び地域との交流を推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(14) 略

(15) 移住の促進及び関係人口の増加に関すること。

(16)・(17) 略

総合交通政策課

総合交通政策課は、交通ネットワークの充実並びに公共交通の利便性向上及び利用促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 次代の移動のための交通手段の振興に関すること。

(6) 略

デジタル社会推進課～観光交流課 略

観光産業共創課

観光産業共創課は、観光産業への投資の促進等を行うことにより、持続可能な観光地の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 観光施設の誘致に関すること。

(2) 和歌山県宿泊施設開設促進奨励金制度に関すること。

(3) 誘致企業と地域との連携の支援に関すること。

(4) その他任務の達成に必要なこと。

(福祉保健部各課の任務及び所掌事務)

第21条 福祉保健部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

社会福祉課～障害福祉課 略

こころの健康推進課

こころの健康推進課は、精神保健の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(7) 略

(8) 和歌山県精神保健福祉センター及び県立こころの医療センターに関すること。

(9)・(10) 略

(1)～(9) 略

(10) データ利活用の推進に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)

(11) 和歌山県データ利活用推進センターの設置及び運営に関すること。

(12)～(16) 略

文化学術課・国際課 略

調査統計課

調査統計課は、県政に関する統計調査を実施し、政策立案の基礎となる調査分析を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 略

(2) 統計データの整備・提供・利用促進に関すること。

(3)～(7) 略

(8) 略

スポーツ課 略

第18条 略

2 ワールドマスターズゲームズ推進室においては、スポーツ課の所掌事務のうち、前条スポーツ課の項第7号及び第14号に掲げる事務を所掌する。

(地域振興部各課の任務及び所掌事務)

第18条の2 地域振興部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興課

地域振興課は、地域資源を活用した魅力ある地域づくりの推進を図ること及び、過疎地域の再生・活性化を図り、定住を推進するとともに、和歌山県への移住・交流を推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(14) 略

(15) わかやま移住定住総合戦略に関すること。

(16)・(17) 略

総合交通政策課

総合交通政策課は、交通ネットワークの充実並びに公共交通の利便性向上及び利用促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 略

デジタル社会推進課～観光交流課 略

(福祉保健部各課の任務及び所掌事務)

第21条 福祉保健部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

社会福祉課～障害福祉課 略

こころの健康推進課

こころの健康推進課は、精神保健の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(7) 略

(8) 和歌山県精神保健福祉センターに関すること。

(9)・(10) 略

医務課

医務課は、安全・安心な医療提供体制の構築と充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(20) 略
 (21) 県立高等看護学院及び県立なぎ看護学校に関すること。
 (22)～(26) 略
 健康推進課～薬務課 略

(商工労働部各課の任務及び所掌事務)

第23条 商工労働部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

商工企画課～労働政策課 略
 企業振興課

企業振興課は、和歌山県内企業及び産業との連携を強化するとともに、企業ニーズを踏まえた総合的支援を行い、県内産業の育成・発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(6) 略
 (7) 受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）の施行に関すること。
 (8) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）の施行に関すること。
 (9)～(13) 略
 成長産業推進課・企業立地課 略

第24条 略

(県土整備部各課の任務及び所掌事務)

第27条 県土整備部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

県土整備政策課・技術調査課 略
 検査・技術支援課

検査・技術支援課は、工事検査及び技術職員の技術力向上並びに技術者の人材バンクを運営し市町村への技術支援を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(3) 略
 (4) 技術職員の育成の支援に関すること。
 (5)～(9) 略

用地対策課～都市政策課 略
 建築住宅課

建築住宅課は、安全で安心な建築物の供給や良質な公営住宅の提供を行い、住みよいまちづくりを推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(21) 略
 (22) マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の施行に関すること。
 (23)～(33) 略
 公共建築課～港湾漁港整備課 略

第28条 略

第3章 略

(任務及び所掌事務)

第70条 東京事務所は、首都圏における県政に係る情報収集及び広報並びに企業誘致、県内物産の販路拡大及び観光振興を図ること並びに和歌山県への移住及び地域との交流を推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(7) 略
 (8) 移住の促進及び関係人口の増加に関すること。
 (9) 略

医務課

医務課は、安全・安心な医療提供体制の構築と充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(20) 略
 (21) 県立高等看護学院、県立なぎ看護学校及び県立こころの医療センターに関すること。
 (22)～(26) 略
 健康推進課～薬務課 略

(商工労働部各課の任務及び所掌事務)

第23条 商工労働部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

商工企画課～労働政策課 略
 企業振興課

企業振興課は、和歌山県内企業及び産業との連携を強化するとともに、企業ニーズを踏まえた総合的支援を行い、県内産業の育成・発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(6) 略
 (7) 下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）の施行に関すること。
 (8) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の施行に関すること。
 (9)～(13) 略
 成長産業推進課・企業立地課 略

第24条 略

(県土整備部各課の任務及び所掌事務)

第27条 県土整備部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

県土整備政策課・技術調査課 略
 検査・技術支援課

検査・技術支援課は、工事検査及び技術職員の技術力向上並びに技術者の人材バンクを運営し市町村への技術支援を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(3) 略
 (4)～(8) 略

用地対策課～都市政策課 略
 建築住宅課

建築住宅課は、安全で安心な建築物の供給や良質な公営住宅の提供を行い、住みよいまちづくりを推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(21) 略
 (22) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の施行に関すること。
 (23)～(33) 略
 公共建築課～港湾漁港整備課 略

第28条 略

第3章 略

(任務及び所掌事務)

第70条 東京事務所は、首都圏における県政に係る情報収集及び広報並びに企業誘致、県内物産の販路拡大及び観光振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(7) 略
 (8) 略

(和歌山県税事務所自動車税・間税課の所掌事務)

第76条 和歌山県税事務所自動車税・間税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自動車税の賦課に関する事。
- (2) 略

(和歌山県税事務所納税課の所掌事務)

第78条 和歌山県税事務所納税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) 略

(紀北県税事務所等の納税課の所掌事務)

第80条 紀北県税事務所等の納税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(10) 略

- (11)～(13) 略

(紀北県税事務所等の課税課の所掌事務)

第81条 紀北県税事務所等の課税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県税（個人の県民税、個人の事業税、不動産取得税、自動車税及び軽油引取税（地方税法第144条の21第1項及び第2項の規定による免税証及び免税軽油使用者証の交付に関する事務に限る。）に限る。）の賦課に関する事。
- (2)～(4) 略

第19節 略

第19節の2 こころの医療センター

(名称及び位置)

第131条の2 和歌山県立精神病院設置及び管理条例（昭和27年和歌山県条例第5号）及び和歌山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第58号）に基づき設置されたこころの医療センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県立こころの医療センター	有田郡有田川町

(任務及び所掌事務)

第131条の3 こころの医療センターは、地域における精神医療の中核施設として、質の高い医療を提供することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 精神障害者等の医療及び保護に関する事。
- (2) 精神障害者の社会復帰の促進のための生活相談及び精神療法に関する事。
- (3) 診療に関する事。
- (4) 各種検査に関する事。
- (5) 調剤、製剤及び服薬指導に関する事。
- (6) 看護に関する事。
- (7) 給食に関する事。
- (8) その他任務の達成に必要な事。

(内部組織)

(和歌山県税事務所自動車税・間税課の所掌事務)

第76条 和歌山県税事務所自動車税・間税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自動車税の種別割の賦課に関する事。
- (2) 略

(和歌山県税事務所納税課の所掌事務)

第78条 和歌山県税事務所納税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) 略
- (5) 和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）第5条の2の6第4項の規定により知事から徴収の嘱託を受けた徴収金に関する事。

(紀北県税事務所等の納税課の所掌事務)

第80条 紀北県税事務所等の納税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(10) 略
- (11) 和歌山県税規則第5条の2の6第4項の規定により知事から徴収の嘱託を受けた徴収金に関する事。

- (12)～(14) 略

(紀北県税事務所等の課税課の所掌事務)

第81条 紀北県税事務所等の課税課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県税（個人の県民税、個人の事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び軽油引取税（地方税法第144条の21第1項及び第2項の規定による免税証及び免税軽油使用者証の交付に関する事務に限る。）に限る。）の賦課に関する事。
- (2)～(4) 略

第19節 略

第131条の4 こころの医療センターに、診療部、看護部、リハビリテーション部及び事務局を置く。

(診療部、リハビリテーション部及び事務局)
第131条の5 診療部に、精神科、内科、検査科、薬局及び栄養室を置く。

2 リハビリテーション部に、作業療法科、デイケア科、訪問看護科及び医療相談・地域連携室を置く。

3 事務局に、次の課を置く。
総務課
業務課

第23節 削除

第143条から第146条まで 削除

(名称、担当事務及び所管課室)
第210条 法令及び条例により設置された附属機関の名称、担当事務及び所管課室は、次のとおりである。

名称	担当事務	所管課室
略		
和歌山県企画部	略	略

第23節 こころの医療センター

(名称及び位置)

第143条 和歌山県立精神病院設置及び管理条例(昭和27年和歌山県条例第5号)及び和歌山県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年和歌山県条例第58号)に基づき設置されたこころの医療センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山県立こころの医療センター	有田郡有田川町

(任務及び所掌事務)

第144条 こころの医療センターは、地域における精神医療の中核施設として、質の高い医療を提供することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 精神障害者等の医療及び保護に関すること。
- (2) 精神障害者の社会復帰の促進のための生活相談及び精神療法に関すること。
- (3) 診療に関すること。
- (4) 各種検査に関すること。
- (5) 調剤、製剤及び服薬指導に関すること。
- (6) 看護に関すること。
- (7) 給食に関すること。
- (8) その他任務の達成に必要なこと。

(内部組織)

第145条 こころの医療センターに、診療部、看護部、リハビリテーション部及び事務局を置く。

(診療部、リハビリテーション部及び事務局)

第146条 診療部に、精神科、内科、検査科、薬局及び栄養室を置く。

2 リハビリテーション部に作業療法科、デイケア科、訪問看護科及び医療相談・地域連携室を置く。

3 事務局に、次の課を置く。
総務課
業務課

(名称、担当事務及び所管課室)
第210条 法令及び条例により設置された附属機関の名称、担当事務及び所管課室は、次のとおりである。

名称	担当事務	所管課室
略		
和歌山県企画部	略	略

所管公募型プロポータル方式等事業者選定委員会		
略	略	
略		
略	略	略
和歌山県国際交流助成事業選考委員会	略	
和歌山県データ利活用コンペティション表彰選考委員会	和歌山県データ利活用コンペティションの表彰の選考についての審議に関する事務	調査統計課
和歌山県データを活用した公募型研究事業者選定委員会	和歌山県データを活用した公募型研究事業者の選定についての審査に関する事務	
略		
略	略	略
和歌山県共生社会推進部所管公募型プロポータル方式等事業者選定委員会	略	
和歌山県いじめ再調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく同法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査審議に関する事務	

所管公募型プロポータル方式等事業者選定委員会		
和歌山県データ利活用コンペティション表彰選考委員会	和歌山県データ利活用コンペティションの表彰の選考についての審議に関する事務	
和歌山県データを活用した公募型研究事業者選定委員会	和歌山県データを活用した公募型研究事業者の選定についての審査に関する事務	
略	略	
略		
略	略	略
和歌山県国際交流助成事業選考委員会	略	
略		
略	略	略
和歌山県共生社会推進部所管公募型プロポータル方式等事業者選定委員会	略	

略		
和歌山県ふるさと認証食品検討委員会	略	略
略		
和歌山県役務提供総合評価審査委員会	略	略

(部長、課長等)
第211条 次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
局	局長	上司の命を受け、当該局（総務部総務管理局にあっては <u>調査課を、企画部企画政策局にあっては調査統計課を、地域振興部観光局にあっては観光産業共創課を、農林水産部森林林業局にあっては森林整備課全国育樹祭推進室を除く。</u> ）に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、部長又は会計管理者に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、局長が2人以上あるときは、あ

略		
和歌山県ふるさと認証食品検討委員会	略	略
和歌山県農業共済保険審査会	農業保険法第222条第2項の規定による農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議に関する事務	経営支援課
略		
和歌山県役務提供等実績認定審査会	県が発注する役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札における実績条件と同等の実績を有すると認められる者についての審査に関する事務	略
和歌山県役務提供総合評価審査委員会	略	

(部長、課長等)
第211条 次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
局	局長	上司の命を受け、当該局に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、部長又は会計管理者に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、局長が2人以上あるときは、あらかじめ部長の指名する局長が当該職務を代理する。

		らかじめ部長の指名する局長が当該職務を代理する。
略		

- 2 略
 3 第1項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
本庁	略	
	参事	略
	略	略
総務部	考査担当参事	上司の命を受け、考査に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
企画部	データサイエンス推進担当参事	上司の命を受け、統計調査及びデータ利活用の推進に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
略	略	略
農林水産部	技監	略
	全国育樹祭推進担当参事	上司の命を受け、全国育樹祭の推進に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
略		
税務課	分室長	上司の命を受け、自動車税の証紙徴収に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
略		
検査・技術支援課	略	略
	総括検査員 検査員 検査専門員	略
	人材育成支	上司の命を受け、

略		

- 2 略
 3 第1項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
本庁	略	
	参事	略
	万博推進担当参事	上司の命を受け、大阪・関西万博に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
	略	略
略	略	略
農林水産部	技監	略
略		
税務課	分室長	上司の命を受け、自動車税の環境性能割及び種別割並びに軽自動車税の環境性能割の証紙徴収に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
略		
検査・技術支援課	略	略
	総括検査員 検査員 検査専門員	略

	援員	特に指定された事務に従事する。
--	----	-----------------

(補職)
第219条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

略	
橋本保健所所長	技術職員(医師であるものに限る。)である伊都振興局健康福祉部副部長
橋本保健所次長	技術職員(医師であるものを除く。)である伊都振興局健康福祉部副部長
湯浅保健所所長	技術職員である有田振興局健康福祉部副部長
湯浅保健所次長	事務職員である有田振興局健康福祉部副部長
略	

2～4 略

別表第8(第73条、第79条、第220条関係)
県税事務所のグループ

区分	課名	グループ名
和歌山県税事務所	略	
	自動車税・間税課	課税グループ 調査グループ
	略	略
	納税課	滞納整理第一グループ 滞納整理第二グループ
略		

--	--	--

(補職)
第219条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

略	
橋本保健所所長	技術職員である伊都振興局健康福祉部副部長
橋本保健所次長	事務職員である伊都振興局健康福祉部副部長
湯浅保健所所長	技術職員(医師であるものに限る。)である有田振興局健康福祉部副部長
湯浅保健所次長	技術職員(医師であるものを除く。)である有田振興局健康福祉部副部長
略	

2～4 略

別表第8(第73条、第79条、第220条関係)
県税事務所のグループ

区分	課名	グループ名
和歌山県税事務所	略	
	自動車税・間税課	課税グループ 軽油調査グループ
	略	略
	納税課	特別整理グループ 滞納整理第一グループ 滞納整理第二グループ
略		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第23条企業振興課の項第7号及び第8号の改正規定並びに第210条の表の改正規定(和歌山県役務提供等実績認定審査会の項を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

- この規則による改正後の和歌山県行政組織規則の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- この規則の施行の日(附則第5項において「施行日」という。)前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割に係る事務については、なお従前の例による。
- 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割に係る事務については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

5 施行日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割に係る事務については、なお従前の例による。

和歌山県規則第17号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則（昭和39年和歌山県規則第99号）の一部を次のように改正する。

別表第1の56の項を同表57の項とし、同表21の項から55の項までを1項ずつ繰り下げ、同表20の項を削り、同表19の項を同表21の項とし、同表18の項を同表20の項とし、同表17の項を同表18の項とし、同項の次に次のように加える。

19	こころの医療センター	診療、衛生検査、調剤、栄養指導その他の医療の業務に従事する職員	白衣	1	12	最初に支給する場合には、基準数量欄中「1」を「3」と読み替えるものとする。
		看護業務に従事する職員	看護衣上下	4	12	看護衣を最初に支給する場合には、基準数量欄中「4」を「8」と読み替えるものとする。 実情に応じて、看護衣は上下選択制とする。
			白靴下	27	12	
			白靴	2	12	
			カーディガン	1	36	
		看護業務のうち専ら訪問看護の業務に従事する職員	作業服	1	12	作業服を最初に支給する場合には基準数量欄中「1」を「3」と、ズック靴を最初に支給する場合には基準数量欄中「1」を「2」と読み替えるものとする。
			ズック靴	1	12	
		病院内の清掃作業の業務及び雑役作業の業務に従事する職員	作業服	2	24	実情に応じて、ズック靴又はゴム長靴のいずれか一方を貸与する。
			ズック靴	1	12	
			ゴム長靴	1	12	
病院内において専ら汚染被服等の洗濯作業の業務に従事する職員	作業服	2	24			
	前掛 ゴム長靴	1 1	12 12			
業務上、病院内において直接患者に接触する事務員	事務服 (夏) 事務服 (冬)	1 1	24 24			
衛生検査、診療放射線及び調剤の業務に従事する職員	白長ズボン ズック靴	1	12	白長ズボンを最初に支給する場合には、基準数量欄中「1」を「3」と読み替えるものとする。		
		1	12			
作業療法の業務に従事する職員	作業服 ズック靴	2	12	作業服を最初に支給する場合には、基準数量欄中「2」を「4」と読み替えるものとする。		
		1	12			
病院内の給食施設において炊事等の業務に従事する職員	作業服 前掛 調理帽 ズック靴	2	12	ズック靴については、衛生管理上必要な場合に限る。		
		2	12			
		1	12			
		2	12			

			ゴム長靴	2	12	
--	--	--	------	---	----	--

別表第1の16の項を同表17の項とし、同表7の項から15の項までを1項ずつ繰り下げ、同表6の項の次のように加える。

7	スポーツ課	調査、現場審査、検査立会等の業務に従事する職員	作業服 (夏) 作業服 (冬)	1 1	24 24	
---	-------	-------------------------	--------------------	--------	----------	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第265号

和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第7条第5項及び第208条第2項の規定に基づき、職員を駐在させる場所その他職員の駐在に関し必要な事項を次のように定め、令和8年4月1日から実施する。

令和7年和歌山県告示第208号（職員の駐在に関する告示）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 検査・技術支援課分室の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
検査・技術支援課分室	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	新宮駐在	1 工事の検査及び補助工 事の現地調査（西牟婁振 興局及び東牟婁振興局管 内に係るものに限る。） 2 技術力向上に係る研修 及び技術職員の育成の支 援に関する事務 3 市町村への技術支援に 関する事務

2 東牟婁振興局地域づくり部の職員の駐在

(1) 駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
東牟婁振興局地域づくり部	東牟婁郡串本町西向193	串本駐在	一般旅券の発給申請の受理 及び交付に関する事務

(2) 会計職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい	担当事務
東牟婁振興局地域づくり部	東牟婁郡串本町サン ゴ台783-8	串本地区駐在	東牟婁振興局健康福祉 部串本支所 東牟婁振 興局串本建設部 南紀 熊野ジオパークセンタ ー 串本古座高等学校	担当のかいの会計に関 する事務

(3) 物品調達職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい等	担当事務
東牟婁振興局地域づくり部	東牟婁郡串本町サン ゴ台783-8	串本地区駐在	東牟婁振興局健康福祉 部串本支所 東牟婁振 興局串本建設部 南紀 熊野ジオパークセンタ ー 畜産試験場 水産 試験場 串本古座高等 学校	担当のかい等の物品調 達及び支出に関する事 務

3 振興局建設部の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	海草郡紀美野町下佐々1099	紀美野詰所	海草郡紀美野町 海南市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
日高振興局建設部	日高郡日高川町川原河230	日高川詰所	日高郡日高川町の一部 印南町の一部 みなべ町の一部	
西牟婁振興局建設部	田辺市龍神村西376	龍神駐在	田辺市の一部	1 土木事業の調査、測量、設計施行及び監督 2 出願に係る土木事業の調査、指導及び監督
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮駐在	田辺市の一部	
	田辺市龍神村西376	龍神詰所	田辺市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮詰所	田辺市の一部	

4 世界遺産センターの職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県世界遺産センター	橋本市市脇四丁目5-8	高野地域駐在	世界遺産の保全、活用及び啓発に関する事務

5 交通事故相談所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
和歌山県交通事故相談所	田辺市朝日ヶ丘23-1	田辺駐在	田辺市 西牟婁郡	交通事故相談に関する事務
	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	新宮駐在	新宮市 東牟婁郡	

6 田辺産業技術専門学院の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県立田辺産業技術専門学院	田辺市新庄町3353-9	分教室	情報システム科の職業訓練に関する事務

7 林業試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県林業試験場	田辺市中辺路町栗栖川291	中辺路試験地	林業試験地における軽易な栽培調査及び管理

8 水産試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県水産試験場	紀の川市桃山町調月32-3	内水面試験地	内水面漁業に関する調査、研究及び管理

9 農作物病虫害防除所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県農作物病虫害防除所	紀の川市粉河3336	紀の川駐在	農作物の病虫害防除に関する事務
	有田郡有田川町奥751の1	有田川駐在	

日高郡みなべ町東本庄141 6-7	みなべ駐在
----------------------	-------

訓 令

和歌山県訓令第8号

庁中一般
各地方機関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(配布を受けた文書等の取扱い)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 主務班長は、処理方針等を指示した上で、事務担当者に文書等を配布するものとし、事務担当者は、次に定めるところにより処理するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 收受の日時が権利の得喪又は変更に関係があると認められる文書は、当該文書に收受時刻を記入し、押印の上、封筒を添付して前4号の規定による手続をとること。</p> <p>3～6 略</p> <p>(法規文書等の審査)</p> <p>第39条 起案文書のうち次に掲げるものは、総務課長に合議し、その審査を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる案文による起案文書は、総務課長の審査を要しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(発送)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 公文書管理責任者は、文書等（特殊取扱郵便物を除く。）を発送しようとするときは、当該文書等に文書等発送依頼票（別記第15号様式）及び文書等発送受付票（別記第16号様式）を添えて総務課長が別に定める時刻までに総務課に持参し、文書等発送担当者（総務課において文書等の発送受付事務を行う者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 郵便により発送する文書等は、次によること。</p> <p>ア 集中発送する文書等（国の機関、振興局</p>	<p>(配布を受けた文書等の取扱い)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 主務班長は、処理方針等を指示した上で、事務担当者に文書等を配布するものとし、事務担当者は、次に定めるところにより処理するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 不服申立てその他收受の日時が権利の得喪又は変更に関係があると認められる文書は、当該文書に收受時刻を記入し、押印の上、封筒を添付して前4号の規定による手続をとること。</p> <p>3～6 略</p> <p>(法規文書等の審査)</p> <p>第39条 起案文書のうち次に掲げるものは、総務課長に合議し、その審査を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>法規の解釈又は適用上疑義のあるもの</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる案文による起案文書は、総務課長の審査を要しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>他の官公署等において様式が定められているもの</u></p> <p>(3) <u>法令、条例、規則、告示、訓令等の規定によって様式が定められているもの</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>(発送)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 公文書管理責任者は、文書等（特殊取扱郵便物を除く。）を発送しようとするときは、当該文書等に文書等発送依頼票（別記第15号様式）及び文書等発送受付票（別記第16号様式）を添えて午後3時までに総務課に持参し、文書等発送担当者（総務課において文書等の発送受付事務を行う者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 郵便により発送する文書等は、次によること。</p> <p>ア 集中発送する文書等（国の機関、都道府</p>

、地方機関、市町村等のうち総務課長が別に定めるものに対して別に定める定例発送日に一括とりまとめて発送するものをいう。)は、原則として封筒に入れないこと。

イ 略

(2) 略

3～6 略

(配布を受けた文書等の取扱い)

第102条 略

2 事務担当者は、前項の規定により文書等の配布を受けたときは、次に定めるところにより処理するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 收受の日時が権利の得喪又は変更に関係があると認められる文書は、当該文書に收受時刻を記入し、押印の上、封筒を添付して前3号の規定による手続をとること。

3～7 略

(地域づくり部等における配布を受けた文書等の取扱い)

第103条 略

2 事務担当者は、前項の規定で文書等の配布を受けたときは、次に定めるところにより処理するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 收受の日時が権利の得喪又は変更に関係があると認められる文書は、当該文書に收受時刻を記入し、押印の上、封筒を添付して前3号の規定による手続をとること。

3～7 略

別表第1 (第15条、第57条関係)

1 本庁

課名	記号
略	略
広報課	略
略	
観光交流課	略
観光産業共創課	観共
略	

2 略

3 地方機関

(1) 略

(2) 内部組織に記号を付与されていない地方機関

地方機関	記号
略	
精神保健福祉センター	略
こころの医療センター	和こセ
略	略
なぎ看護学校	略

県、振興局、地方機関、市町村等のうち総務課長が別に定めるものに対して別に定める定例発送日に一括とりまとめて発送するものをいう。)は、原則として封筒に入れないこと。

イ 略

(2) 略

3～6 略

(配布を受けた文書等の取扱い)

第102条 略

2 事務担当者は、前項の規定により文書等の配布を受けたときは、次に定めるところにより処理するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 不服申立てその他收受の日時が権利の得喪又は変更に関係があると認められる文書は、当該文書に收受時刻を記入し、押印の上、封筒を添付して前3号の手続をとること。

3～7 略

(地域づくり部等における配布を受けた文書等の取扱い)

第103条 略

2 事務担当者は、前項の規定で文書等の配布を受けたときは、次に定めるところにより処理するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 不服申立てその他收受の日時が権利の得喪又は変更に関係があると認められる文書は、当該文書に收受時刻を記入し、押印の上、封筒を添付して前3号の規定による手続をとること。

3～7 略

別表第1 (第15条、第57条関係)

1 本庁

課名	記号
略	略
広報課	略
万博推進課	万推
略	
観光交流課	略
略	

2 略

3 地方機関

(1) 略

(2) 内部組織に記号を付与されていない地方機関

地方機関	記号
略	
精神保健福祉センター	略
略	略
なぎ看護学校	略
こころの医療センター	和こセ

略

略

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第9号

庁 中 一 般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第3号イ中「第19条第3項」を「第19条第6項において準用する第5条第2項」に改め、同項第4号中「に係る週休日」を「の申告を考慮して行う勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに休憩時間の設定並びに当該理事の週休日及び勤務時間を割り振らない日」に改め、「振替」の次に「並びに勤務時間の割振り変更」を加える。

第4条中「及び室長」を「、室長及び班長」に改める。

第13条中「局長に関する規定は知事室長」の次に「、参事（地域振興部に置くものに限る。）、考査担当参事、データサイエンス推進担当参事及び全国育樹祭推進担当参事」を加える。

別表第1部長専決事項の欄9（2）中「第19条第3項」を「第19条第6項において準用する第5条第2項」に、同欄10中「に係る週休日」を「の申告を考慮して行う勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに休憩時間の設定並びに当該部長等の週休日及び勤務時間を割り振らない日」に改め、「振替」の次に「並びに勤務時間の割振り変更」を加え、同表局長専決事項の欄22（2）中「第19条第3項」を「第19条第6項において準用する第5条第2項」に、同欄23中「に係る週休日」を「の申告を考慮して行う勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに休憩時間の設定並びに当該課長の週休日及び勤務時間を割り振らない日」に改め、「振替」の次に「並びに勤務時間の割振り変更」を加え、同表課長専決事項の欄19中「に係る週休日」を「の申告を考慮して行う勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに休憩時間の設定並びに当該職員の週休日及び勤務時間を割り振らない日」に改め、「振替」の次に「並びに勤務時間の割振り変更」を加え、同欄25（2）中「第19条第3項」を「第19条第6項において準用する第5条第2項」に改める。

別表第2総務部の表総務課の項課長専決事項の欄2（3）中「第11条」を「第10条」に改める。

別表第2環境生活部の表生活衛生課の項部長専決事項の欄7（1）中「飼育許可」を「飼養又は保管の許可」に改め、同欄7（2）を削り、同欄7（3）中「飼育」を「飼養又は保管」に改め、同欄7（3）を同欄7（2）とし、同欄7（4）及び同欄10（2）を削り、同欄10（3）を同欄10（2）とし、同欄10（4）から同欄10（6）までを同欄10（3）から同欄10（5）までとし、同項局長専決事項の欄8（1）を削り、同欄8（2）中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同欄8（2）を同欄8（1）とし、同欄8（3）中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同欄8（3）を同欄8（2）とし、同欄8に次のように加える。

（3）特定動物の飼養又は保管の変更の許可（第28条第1項）

（4）動物愛護推進員の委嘱（第38条）

別表第2環境生活部の表生活衛生課の項局長専決事項の欄11（6）を同欄11（7）とし、同欄11（1）から同欄11（5）までを同欄11（2）から同欄11（6）までとし、同欄11に同欄11（1）として次のように加える。

（1）食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可（第6条）

別表第2環境生活部の表生活衛生課の項課長専決事項の欄6（3）中「飼育」を「飼養又は保管」に改め、

同欄6 (3) を同欄6 (7) とし、同欄6 (2) 中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同欄6 (2) を同欄6 (3) とし、同欄6 (3) の次に次のように加える。

(4) 第二種動物取扱業の届出の受理 (第24条の2の2)

(5) 第二種動物取扱業の変更の届出の受理 (第24条の3)

(6) 第二種動物取扱業の廃業等の届出の受理 (第24条の4第1項において準用する第16条第1項)

別表第2環境生活部の表生活衛生課の項課長専決事項の欄6 (1) 中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に、「変更届出」を「変更の届出」に改め、同欄6 (1) を同欄6 (2) とし、同欄6に同欄6 (1) とし、次のように加える。

(1) 第一種動物取扱業の登録 (第10条第1項)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項局長専決事項の欄5 (1) 中「登録喀痰吸引等事業者」を「喀痰吸引等業務」に、同欄5 (2) 中「業務」を「喀痰吸引等業務」に、「停止」を「停止命令」に、同欄5 (3) 中「登録研修機関」を「喀痰吸引等研修を行う者」に、同欄5 (4) 中「登録研修機関の」を「登録研修機関に対する」に、同欄5 (5) 中「若しくは」を「又は喀痰吸引等研修の」に、「停止」を「停止命令」に、同欄5 (6) 中「登録特定行為事業者」を「特定行為業務」に、同欄5 (7) 中「業務」を「特定行為業務」に、「停止」を「停止命令」に、「、第48条の8」を「及び第48条の8」に改め、同項課長専決事項の欄8 (1) 中「認定特定行為業務従事者の認定証」を「認定特定行為業務従事者認定証」に、同欄8 (2) 中「停止及び認定証」を「停止命令又は認定特定行為業務従事者認定証」に、「返納」を「返納命令」に、同欄8 (4) 中「変更届等」を「変更の届出」に、同欄8 (5) 中「届出受理」を「届出の受理」に、同欄8 (7) 中「又は」を「及び」に、同欄8 (8) 中「又は」を「及び」に、「、第48条の8」を「及び第48条の8」に改める。

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項部長専決事項の欄2 (2) 中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改め、同項局長専決事項の欄11 (5) 中「停止」を「特定行為業務の停止命令」に、「附則第20条」を「附則第27条第2項において準用する第48条の7及び第48条の8」に改め、同欄11 (5) を同欄11 (7) とし、同欄11 (4) 中「登録特定行為事業者」を「特定行為業務」に、「附則第20条」を「附則第27条第1項、同条第2項において準用する第48条の8」に改め、同欄11 (4) を同欄11 (6) とし、同欄11 (3) 中「取消し若しくは全部又は一部」を「登録の取消し又は喀痰吸引等研修の業務」に、「停止」を「停止命令」に、「附則第16条」を「附則第23条」に、「附則第17条」を「附則第24条」に改め、同欄11 (3) を同欄11 (5) とし、同欄11 (2) 中「登録研修機関の」を「登録研修機関に対する」に、「附則第14条」を「附則第21条」に、「附則第15条」を「附則第22条」に改め、同欄11 (2) を同欄11 (4) とし、同欄11 (1) 中「登録研修機関」を「喀痰吸引等研修を行う者」に、「附則第8条」を「附則第15条」に、「附則第17条」を「附則第24条」に改め、同欄11 (1) を同欄11 (3) とし、同欄11に同欄11 (1) 及び同欄11 (2) とし、次のように加える。

(1) 喀痰吸引等業務の登録及び公示 (第48条の3、第48条の8)

(2) 登録喀痰吸引等事業者の登録の取消し又は喀痰吸引等業務の停止命令及び公示 (第48条の7、第48条の8)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項課長専決事項の欄4 (7) 中「第35条第6項」を「第35条第11項」に改め、同欄6 (1) を削り、同欄6 (2) を同欄6 (1) とし、同欄10 (1) 中「認定特定行為業務従事者の認定証」を「認定特定行為業務従事者認定証」に、「附則第4条」を「附則第11条第1項」に、同欄10 (2) 中「停止」を「停止命令」に、「認定証」を「認定特定行為業務従事者認定証」に、「返納」を「返納命令」に、「附則第4条」を「附則第11条第4項」に、同欄10 (3) 中「登録更新」を「登録の更新」に、「附則第9条」を「附則第16条第1項」に、同欄10 (4) 中「変更届等」を「変更の届出」に、「附則第11条」を「附則第18条」に、「附則第17条」を「附則第24条」に、同欄10 (5) 中「届出受理」を「届出の受理」に、「附則第13条」を「附則第20条」に、「附則第17条」を「附則第24条」に、同欄10

(6) 中「命令等」を「徴収及び立入検査」に、「附則第18条」を「附則第25条において準用する第19条及び第20条」に、同欄10(7)中「登録特定行為事業者」を「登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者」に、「附則第20条」を「第48条の6及び第48条の8(これらの規定を附則第27条第2項において準用する場合を含む。)」に、同欄10(8)中「登録特定行為事業者」を「登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者」に、「命令等」を「徴収及び立入検査」に、「附則第20条第2項」を「第48条の9及び附則第27条第2項において準用する第19条及び第20条」に改め、同表こころの健康推進課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

4 こころの医療センターの一時借入金の借入承認に関すること。

別表第2福祉保健部の表医務課の項局長専決事項の欄23を削り、同欄24を同欄23とし、同欄25から同欄28までを同欄24から同欄27までとし、同表健康推進課の項部長専決事項の欄2(1)中「第2条第7号」を「第2条第8号」に改める。

別表第2農林水産部の表農業農村整備課の項課長専決事項の欄1(1)中「第18条第18項」を「第18条第19項」に改め、同表経営支援課の項局長専決事項の欄7を削り、同欄8を同欄7とし、同欄9(4)中「及び農用地利用集積計画の同意」及び「、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第10条」を削り、同欄9を同欄8とし、同表林業振興課の項局長専決事項の欄2(5)を削り、同欄2(6)を同欄2(5)とし、同欄2(7)を同欄2(6)とし、同項課長専決事項の欄2に次のように加える。

(2) 業務又は財産状況の報告の徴収(森林組合連合会に係るものを除く。)(第110条)

別表第2農林水産部の表森林整備課の項課長専決事項の欄11に次のように加える。

(3) クレジットの販売に関すること。

別表第2農林水産部の表資源管理課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

1 漁業法(昭和24年法律第267号)に関する次のこと。

(1) 海区漁場計画の策定(第62条)

(2) 免許をすべき者の決定(第73条)

別表第2農林水産部の表資源管理課の項局長専決事項の欄1中「(昭和24年法律第267号)」を削る。

別表第2県土整備部の表砂防課の項課長専決事項の欄9(2)中「第19条第3項」を「第19条第6項において準用する第5条第2項」に改め、同表建築住宅課の項局長専決事項の欄1(20)中「第52条第1項第7号」を「第52条第1項第8号」に、同欄1(28)中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に、同欄1(29)中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に、同欄1(37)中「第43条第1項」を「第43条第2項第2号」に、「第48条第14項」を「第48条第15項」に改め、同欄に次のように加える。

23 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)に関する次のこと。

(1) マンション管理適正化支援法人の登録(第5条の3)

(2) マンション管理適正化支援法人に対する監督(第5条の8)

(3) マンション管理適正化支援法人の登録等の公表(第5条の9)

(4) マンション管理適正化支援法人に対する情報の提供等(第5条の11)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄36中「(平成12年法律第149号)」を削り、同欄36(3)中「第5条の3」を「第5条の13」に「第5条の4」を「第5条の14」に、「第5条の5」を「第5条の15」に、同欄36(4)中「第5条の6」を「第5条の16」に、同欄36(5)中「第5条の7」を「第5条の17」に、同欄36(6)中「第5条の8」を「第5条の18」に、同欄36(7)中「第5条の9」を「第5条の19」に、同欄36(8)中「第5条の10」を「第5条の20」に、同欄36(9)中「第5条の12第1項」を「第5条の22第1項」に改める。

別表第3班長共通専決事項の表に次のように加える。

4 支出の決定(支出の決定をもって行われる支出負担行為の決定を含む。)、戻入の決定、精算及び確認に関する次のこと(常時の資金前渡を除く。)

(1) 報酬、報償費、旅費、需用費(光熱水費、燃料費、食糧費、複写機に係る保守点検料、会議開催

等に伴う生花及びコピー代(会議室等の借上先以外に支出するものを除く。)、書籍類(官報、法規集及びその追録、地図、新聞、雑誌、定期刊行物図書等)の購入費、物品の修繕等(分解しなければ見積もることができない備品等の修繕、保守点検のうち保管場所において修繕等のできないものの修繕及び自動車の継続検査に係る修繕を除く。)に要する経費、特定の者から購入する物品で集中調達しがたいもののうち映画フィルム、ビデオテープ、コンパクトディスク等(録音又は録画済みのものに限る。)の購入費又は制作者から直接購入するものの購入費に限る。)、役務費(電話料又は公用車に係る自動車損害保険料等に限る。)、使用料及び賃借料(船舶使用料、有料道路通行料、駐車場使用料又は会場借上料(会場の附属設備の使用料を含む。)に限る。)、負担金、補助及び交付金(講習会、研修会又はブロック会議に係る参加負担金に限る。)又は公課費(自動車重量税に限る。)に係るもの(契約書を作成し、又は請書を徴する必要のあるものを除く。)

別表第3総務事務集中課業務第一班長及び業務第二班長個別専決事項の表1(1)を次のように改める。

(1) 給料又は職員手当等に係るもの

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第10号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程(昭和63年和歌山県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1(第3条関係) 地方機関の長共通専決事項		別表第1(第3条関係) 地方機関の長共通専決事項	
専決者	専決事項	専決者	専決事項
地方機関の長(かい以外の地方機関の長にあっては第1項から第15項までに掲げる事項に限る。)	1 略 2 職員の申告を考慮して行う勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに休憩時間の設定並びに当該職員の週休日及び勤務時間を割り振らない日の振替並びに勤務時間の割振り変更並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する こと。 3～8 略 9 職員(和歌山県土砂災害啓発センターに属する職員を除く。)に係る地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)に関する次のこと。 (1) 略 (2) 部分休業の取消し(第19条第6項において準用する第5条第2項) 10～25 略	地方機関の長(かい以外の地方機関の長にあっては第1項から第15項までに掲げる事項に限る。)	1 略 2 職員の週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する こと。 3～8 略 9 職員(和歌山県土砂災害啓発センターに属する職員を除く。)に係る地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)に関する次のこと。 (1) 略 (2) 部分休業の取消し(第19条第3項) 10～25 略
別表第3(第4条関係) 振興局の局長、部長、所長及び部の課長等専決事項		別表第3(第4条関係) 振興局の局長、部長、所長及び部の課長等専決事項	

(1) 共通専決事項

専決者	専決事項
振興局長	1～5 略 6 補助金（負担金、交付金、利子補給等を含む。）の交付に係る事案の決定（変更又は取消しを含む。）に関する事（部長又は所長の専決事項として定めているものを除く。） 7～11 略 12 局長及び部長の申告を考慮して行う勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに休憩時間の設定並びに当該局長及び部長の週休日及び勤務時間を割り振らない日の振替並びに勤務時間の割振り変更並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する事。 13～15 略 16 局長及び部長に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 (1) 略 (2) 部分休業の取消し（第19条第6項において準用する第5条第2項） 17～19 略 20 和歌山県物品管理等事務規程に関する次のこと。 (1) 略 (2) 物品の貸付けに関する事。（第20条） (3) 略 21～24 略
部長	1～8 略 9 所属の職員 <small>の申告を考慮して行う勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに休憩時間の設定並びに当該職員の週休日及び勤務時間を割り振らない日の振替並びに勤務時間の割振り変更並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する事（所長、部の課長、海草振興局建設部海南工事事務所長、有田振興局建設部広川出張所長及び東牟婁振興局新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所長の専決事項として定めているものを除く。）</small> 10～13 略 14 所属の職員（所長、海草振興局建設部海南工事事務所長及び東牟婁振興局新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所長並びに海草振興局建設部海南工事事務所及び東牟婁振興局新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所に所属する職員を除く。）に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 (1) 略 (2) 部分休業の取消し（第19条第6項において準用する第5条第2項） 15～37 略

(1) 共通専決事項

専決者	専決事項
振興局長	1～5 略 6 補助金（負担金、交付金、 <u>貸付金</u> 、利子補給等を含む。）の交付に係る事案の決定（変更又は取消しを含む。）に関する事（部長又は所長の専決事項として定めているものを除く。） 7～11 略 12 局長及び部長に係る週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する事。 13～15 略 16 局長及び部長に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 (1) 略 (2) 部分休業の取消し（第19条第3項） 17～19 略 20 和歌山県物品管理等事務規程に関する次のこと。 (1) 略 (2) 略 21～24 略
部長	1～8 略 9 所属の職員 <small>に係る週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する事（所長、部の課長、海草振興局建設部海南工事事務所長、有田振興局建設部広川出張所長及び東牟婁振興局新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所長の専決事項として定めているものを除く。）</small> 10～13 略 14 所属の職員（所長、海草振興局建設部海南工事事務所長及び東牟婁振興局新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所長並びに海草振興局建設部海南工事事務所及び東牟婁振興局新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所に所属する職員を除く。）に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 (1) 略 (2) 部分休業の取消し（第19条第3項） 15～37 略

略	
農林水産振興部長	1～79 略 80 <u>和歌山県花粉の少ない森林への転換促進事業の交付金の交付に関すること。</u>
略	略
建設部ダム管理事務所長	1 略 2 <u>所長及び所属の課長の申告を考慮して行う勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに休憩時間の設定並びに当該所長及び課長の週休日及び勤務時間を割り振らない日の振替並びに勤務時間の割振り変更並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること。</u> 3～6 略 7 所長及び所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 (1) 略 (2) 部分休業の取消し (第19条第6項において準用する第5条第2項) 8～11 略
部の課長	1～5 略 6 <u>所属の職員を考慮して行う勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに休憩時間の設定並びに当該職員の週休日及び勤務時間を割り振らない日の振替並びに勤務時間の割振り変更並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること。</u> 7～18 略
建設部ダム管理事務所管理課長	1 略 2 <u>所属の職員を考慮して行う勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに休憩時間の設定並びに当該職員の週休日及び勤務時間を割り振らない日の振替並びに勤務時間の割振り変更並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること。</u> 3～8 略
略	略
備考 略 (2) 個別専決事項	
専決者	専決事項
略	略
海草振興局建設部海南工務事務所長	1 略 2 <u>所属の職員を考慮して行う勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに休憩時間の設定並びに当該職員の週休日及び勤務時間を割り振らない日の振替並びに勤務時間の割振り変更並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に</u>

略	
農林水産振興部長	1～79 略
略	略
建設部ダム管理事務所長	1 略 2 <u>所長及び所属の課長の週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること。</u> 3～6 略 7 所長及び所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 (1) 略 (2) 部分休業の取消し (第19条第3項) 8～11 略
部の課長	1～5 略 6 <u>所属の職員に係る週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること。</u> 7～18 略
建設部ダム管理事務所管理課長	1 略 2 <u>所属の職員の週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること。</u> 3～8 略
略	略
備考 略 (2) 個別専決事項	
専決者	専決事項
略	略
海草振興局建設部海南工務事務所長	1 略 2 <u>所属の職員に係る週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること (部の課長の専決事項として定めているものを除く。)</u>

	<p>関すること（部の課長の専決事項として定めているものを除く。）</p> <p>3・4 略</p> <p>5 所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 部分休業の取消し（第19条第6項において準用する第5条第2項）</p> <p>6～18 略</p>
略	略
有田振興局建設部広川出張所長	<p>1 所属の職員の申告を考慮して行う勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに休憩時間の設定並びに当該職員の週休日及び勤務時間を割り振らない日の振替並びに勤務時間の割振り変更並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること。</p> <p>2～6 略</p>
略	略
東牟婁振興局新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所長	<p>1 略</p> <p>2 所属の職員の申告を考慮して行う勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに休憩時間の設定並びに当該職員の週休日及び勤務時間を割り振らない日の振替並びに勤務時間の割振り変更並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 部分休業の取消し（第19条第6項において準用する第5条第2項）</p> <p>6～8 略</p>
略	略

備考 略

別表第4（第4条関係） こころの医療センターの院長、事務局長及び部長個別専決事項

専決者	専決事項
院長	<p>1 略</p> <p>2 院長、副院長、事務局長、部長、主幹又は医師の週休日の振替及び勤務時間の割振り変更並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 院長、副院長、事務局長、部長、主幹又は医師に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 部分休業の取消し（第19条第6項において準用する第5条第2項）</p>

	<p>3・4 略</p> <p>5 所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 部分休業の取消し（第19条第3項）</p> <p>6～18 略</p>
略	略
有田振興局建設部広川出張所長	<p>1 所属の職員の週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること。</p> <p>2～6 略</p>
略	略
東牟婁振興局新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所長	<p>1 略</p> <p>2 所属の職員に係る週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 部分休業の取消し（第19条第3項）</p> <p>6～8 略</p>
略	略

備考 略

別表第4（第4条関係） こころの医療センターの院長、事務局長及び部長個別専決事項

専決者	専決事項
院長	<p>1 略</p> <p>2 院長、副院長、事務局長、部長、主幹又は医師の週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 院長、副院長、事務局長、部長、主幹又は医師に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 部分休業の取消し（第19条第3項）</p>

	2項) 8～13 略
事務局長	1～4 略 5 所属の職員の週休日の振替及び勤務時間の割振り変更並びに関庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する事 6～11 略 12 所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 (1) 略 (2) 部分休業の取消し(第19条第6項において準用する第5条第2項) 13～15 略
部長	1～3 略 4 所属の職員(医師を除く。以下同じ。)の週休日の振替及び勤務時間の割振り変更並びに関庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する事 5～8 略 9 所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 (1) 略 (2) 部分休業の取消し(第19条第6項において準用する第5条第2項) 10 略

	8～13 略
事務局長	1～4 略 5 所属の職員に係る週休日の振替並びに関庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する事 6～11 略 12 所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 (1) 略 (2) 部分休業の取消し(第19条第3項) 13～15 略
部長	1～3 略 4 所属の職員(医師を除く。以下同じ。)に係る週休日の振替並びに関庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する事 5～8 略 9 所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 (1) 略 (2) 部分休業の取消し(第19条第3項) 10 略

別表第5(第4条関係) 工業技術センター所長、部長及び総務管理課長個別専決事項

専決者	専決事項
略	略
部長	1 略 2 所属の職員の申告を考慮して行う勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに休憩時間の設定並びに当該職員の週休日及び勤務時間を割り振らない日の振替並びに勤務時間の割振り変更並びに関庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する事 3～6 略
総務管理課長	1 令達予算の範囲内での支出負担行為に関する次のこと。 (1) 略 (2) 報償費、需用費(光熱水費を除く。)、役務費(通信運搬費を除く。)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費(重要物品を除く。)、負担金、補助及び交付金(補助金を除く。) <u>及び補償、補償及び賠償金(賠償金を除く。)</u> のうち1件の金額が和歌山県財務規則第108条第6号に定める額を超えないもの

別表第5(第4条関係) 工業技術センター所長、部長及び総務管理課長個別専決事項

専決者	専決事項
略	略
部長	1 略 2 所属の職員に係る週休日の振替並びに関庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する事 3～6 略
総務管理課長	1 令達予算の範囲内での支出負担行為に関する次のこと。 (1) 略 (2) 報償費、需用費(光熱水費を除く。)、役務費(通信運搬費を除く。)、委託料(調査、測量、設計及び監理の業務の委託料を除く。)、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費(重要物品を除く。)、負担金、補助及び交付金(補助金を除く。) <u>のうち1件の金額100万円未満のもの</u> (3) <u>委託料(調査、測量、設計及び監理の業務の委託料に限る。)</u> 、工事請負費、補償補償及び

2～4 略
5 和歌山県物品調達事務規程に関する次のこと。 (1) 1件の調達予定額が和歌山県財務規則第108条第6号に定める額を超えない集中調達物品(重要物品を除く。)の入札事務及び発注事務の依頼 (2) 略

賠償金(賠償金を除く。)のうち1件の金額100万円未満のもの
2～4 略
5 和歌山県物品調達事務規程に関する次のこと。 (1) 1件の調達予定額が100万円未満である集中調達物品(重要物品を除く。)の入札事務及び発注事務の依頼 (2) 略

別表第6(第4条関係) 農林大学校長、林業研修部長及び就農支援センター所長個別専決事項

専決者	専決事項
略	略
林業研修部長	1 所属の職員の申告を考慮して行う勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに休憩時間の設定並びに当該職員の週休日及び勤務時間を割り振らない日の振替並びに勤務時間の割振り変更並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること。 2～5 略 6 所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 (1) 略 (2) 部分休業の取消し(第19条第6項において準用する第5条第2項) 7～10 略
略	略

別表第6(第4条関係) 農林大学校長、林業研修部長及び就農支援センター所長個別専決事項

専決者	専決事項
略	略
林業研修部長	1 所属の職員に係る週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること。 2～5 略 6 所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 (1) 略 (2) 部分休業の取消し(第19条第3項) 7～10 略
略	略

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第11号

庁中一般
各地方機関

旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令

旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程(平成7年和歌山県訓令第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
専決事項	専決事項
1 旅券法施行令(平成元年政令第122号)第6条第1項の規定により知事が行うこと	1 旅券法施行令(平成元年政令第122号)第4条第1項の規定により知事に委任され

- とされた事務に関すること。
- 2 略
 - 3 職員の週休日の振替及び勤務時間の割振り変更に関すること。
 - 4～7 略
 - 8 職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に関する次のこと。
 - (1) 部分休業の承認（第19条第1項）
 - (2) 部分休業の取消し（第19条第6項において準用する第5条第2項）
 - 9～11 略

- た事務に関すること。
- 2 略
 - 3 職員の週休日の振替に関すること。
 - 4～7 略
 - 8 職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に関する次のこと。
 - (1) 部分休業の承認（第9条第1項）
 - (2) 部分休業の取消し（第9条第3項）
 - 9～11 略

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第12号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

検査・技術支援課分室長の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

検査・技術支援課分室長の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令

検査・技術支援課分室長の事務決裁等の特別取扱規程（平成25年和歌山県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">専決事項</td> </tr> <tr> <td> 1・2 略 3 所属の職員の申告を考慮して行う勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに休憩時間の設定並びに当該職員の週休日及び勤務時間を割り振らない日の振替並びに勤務時間の割振り変更に関すること。 4～7 略 </td> </tr> </table>	専決事項	1・2 略 3 所属の職員の申告を考慮して行う勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに休憩時間の設定並びに当該職員の週休日及び勤務時間を割り振らない日の振替並びに勤務時間の割振り変更に関すること。 4～7 略	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">専決事項</td> </tr> <tr> <td> 1・2 略 3 所属の職員の週休日の振替に関すること。 。 4～7 略 </td> </tr> </table>	専決事項	1・2 略 3 所属の職員の週休日の振替に関すること。 。 4～7 略
専決事項					
1・2 略 3 所属の職員の申告を考慮して行う勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに休憩時間の設定並びに当該職員の週休日及び勤務時間を割り振らない日の振替並びに勤務時間の割振り変更に関すること。 4～7 略					
専決事項					
1・2 略 3 所属の職員の週休日の振替に関すること。 。 4～7 略					

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。